

10 住 宅

1 県営住宅への入居申込み

◆ 県営住宅への優先入居

1. 募集方法

抽選方式募集（倍率優遇措置）

抽選方式の募集において、障がい者世帯に2つの抽選番号を割り当てる。

※優先入居の取組みの他に、常時募集している県営住宅もあります。

2. 対象世帯

障がい者世帯とは、入居者に次のいずれかに該当する人が1人以上いる世帯をいう。

ア 戦傷病者手帳を所持し、第1款症以上の障がいのある方
イ 身体障害者手帳を所持し、1級から4級の障がいのある方
ウ 重度又は中度の知的障がい（療育手帳のB2又はB（軽度）は除く。）であることを児童相談所の長又は更生相談所の長より判定された方

エ 精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級を所持している方。又は同程度の精神障がいであることを精神保健福祉センターの長、精神科の経験を持つ医師から判定された方

※障がい者世帯は、単身で申し込むことが可能（単身申込可能住宅に限る。）。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難と認められる方は申込不可。

3. 所得制限

詳細については窓口までお問い合わせください。

4. 窓 口

福岡県住宅供給公社

〒810-8538

福岡市中央区天神5-3-1 須崎ビル3階

TEL 092-781-8029

5. 根拠法令・通知

公営住宅法、県営住宅条例

2 福祉資金（住宅）の貸付（生活福祉資金）

1. 内 容

住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費の貸付を行う。

2. 対 象

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

3. 貸付限度額

2,500,000円以内

4. 据置期間

6か月以内

5. 償還期間

7年以内

6. 利 子

保証人がいる場合は無利子

保証人がいない場合は年1.5%

7. 窓 口

市町村社会福祉協議会

8. 根拠法令・通知

生活福祉資金の貸付けについて

（厚生労働省事務次官通知）

3 障がい者用モデル住宅展示場・住宅改造相談

障がい者や高齢者等が使いやすい台所・トイレ・浴室等を設置しているモデル住宅展示場及び相談コーナー。

名称	住 所	TEL
生涯あんしん住宅		
春日市原町3丁目1番7号 クローバープラザ敷地内	092-582-8061	
(運営主体) 一般財団法人福岡県建築住宅センター 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡 3F 092-781-5169		

4 地域優良賃貸住宅

1. 内 容

主に民間事業者により供給される、障害者世帯や子育て世帯など、居住の安定に特に配慮が必要な世帯向けの良質な賃貸住宅。

2. 入居対象者

障害者世帯、子育て世帯、高齢者世帯等であって、一定の要件をみたす者

3. 問合せ窓口

地域優良賃貸住宅の管理会社（県HPにリスト掲載）

4. 根拠法令

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律

地域優良賃貸住宅制度要綱（国土交通省住宅局長通知）

5 福岡県高齢者等在宅生活支援事業

1. 内 容

在宅の要援護高齢者等若しくは障がいのある者（以下「高齢者等」という。）又はこれらと同居する世帯に対し、高齢者等に配慮した住宅に改造するための資金を助成する。

2. 対 象

(1) 福岡県内（政令指定都市を除く）に住所を有する者。

(2) 介護保険要介護認定において、要支援又は要介護と認定された人で、地域包括支援センター等が住宅の改造を必要と認めた人

(3) 身体障がいのある者（身体障害者手帳の1級及び2級に該当する人及びそれ以外の補装具として車いす等の交付を受けた人で、市町村長が特に必要と認めたと人）

(4) 知的障がいのある者（療育手帳A及び知能指数35以下の人）

(5) 重複障がいのある者（身体障害者手帳3級で知能指数50以下の人）

3. 制限

当該年度分の地方税法の規定による個人市町村民税が課されていない者のみで構成される世帯に属する者。

4. 支給金額

助成対象経費 30万円以内
（市町村により上限額が異なることがある。）

5. 窓口

市町村高齢者・障がい福祉担当課
（市町村により事業を実施していないことがある。）

6. 根拠法令

福岡県高齢者等在宅生活支援事業費補助金交付要綱
各市町村の要綱等

6 すこやか住宅改造助成事業（北九州市）

1. 内容

日常生活を営むのに支障がある在宅の障害者等の居住環境の向上を図るため、住宅の改造に要する費用を補助する。
※改造費の助成は、改造前に相談・申請等を行い認定を受けたものに限る。

2. 対象

下記（1）～（3）のすべてに該当する世帯

(1) 身体障害者手帳1、2級等または療育手帳「A」若しくは精神障害者保健福祉手帳1級の者が居る世帯

(2) 上記（1）の者について、日常動作の状態から住宅改造が必要と認められる世帯

(3) 世帯の生計中心者の前年所得税課税額が7万円以下の世帯

3. 助成額

助成基準額30万円と助成対象となる住宅改造費用の額とを比較して少ない方の額に下記の助成率を乗じた額

	対象世帯の階層区分	助成率
A	生活保護法による被保護世帯及び当該年度分の市町村民税非課税世帯	4/4
B	A階層を除き生計中心者の前年度所得税課税年額が0円～70,000円の世帯	3/4

4. 窓口

各区役所保健福祉課

7 障がい者等住宅改造助成事業（福岡市）

1. 内容

身体障がい児・者がいる世帯で、住居を障がい児・者向けに使いやすく改造する際、工事費の一部を助成する。
※改造費の助成は、改造前に相談・申請等を行い、決定を受けたものに限る。

2. 対象

世帯全員の市民税所得割額の合計が46万円未満の世帯で、かつ次に掲げる世帯。

(1) 65歳未満で、視覚または肢体不自由1～2級の手帳を所有する障がい児・者がいる世帯。

(2) 65歳未満で、下肢、体幹機能障がい又は脳原性運動機能障がい（移動機能障がいに限る）3級の手帳を所有する障がい児・者（ただし介護保険の住宅改修を利用できる者を除く）がいる世帯。

(3) 65歳以上で、上記（1）（2）における障がい要件に該当し、介護保険の要介護認定において要支援または要介護の認定を受けることができなかった方のいる世帯

3. 助成額

身体障害者手帳の等級、世帯の市民税所得割額に応じて決定。

4. 窓口

福岡市住宅改造相談センター
TEL 092-731-3511
各区保健福祉センター福祉・介護保険課

8 高齢者等居住支援推進費

1. 内容

居住支援及び関連した福祉関係の支援情報などを一元化して掲載し、宅地建物取引事業者、大家、住宅確保要配慮者や居住支援法人などが必要な情報にアクセスできるポータルサイトを運営する。

2. 対象

宅地建物取引事業者、大家、住宅確保要配慮者、居住支援法人

3. 利用者負担

なし

4. 窓口

福岡県建築都市部住宅計画課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
県庁南棟7階東側
TEL：092-643-3732
FAX：092-643-3737

5. その他

ポータルサイトのURL 作成中